

## 特定行為研修生(看護師)が行う特定行為実習に関するお願い

北播磨総合医療センターでは、特定行為研修の実習を実施しております。  
特定行為研修課程の看護師が当院にて以下の事項を守り、臨地実習を行いますのでご協力をお願いいたします。

1. 実習を行う場合は事前に説明を行い、患者さんの安全を確保するとともに指導医師などの助言や指導を受けて実習を行います。
2. 特定行為研修過程の看護師に関するご意見やご質問がありましたら、指導医師や看護師などに直接お尋ねください。
3. 同意した後でも、実習を拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療及び看護上の不利益を被ることはありません。
4. 特定行為研修過程の看護師は、患者さんやご家族との関わりを通じ情報を取得しますが、個人が特定できない形にするなどの対策を講じ、プライバシーの保護に努めます。

※特定行為とは、医師の判断を待たずに予め定められた手順書により、一定の診療の補助を行うことができる看護師であり、患者さんの状態を見極め即時の対応が可能となります。

※5年以上の経験を有する看護師が、厚生労働省省令に基づき、特定行為指定医療機関において特定行為を行う看護師になることを目的に当院で実習を行っています。

北播磨総合医療センター 病院長